

岩手県告示第 616 号

県営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 18 年 5 月 1 日

岩手県知事 増 田 寛 也

県営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程の一部を改正する告示

県営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程（昭和 56 年岩手県告示第 412 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(申請書の提出) 第 4 条 [略] 2 前条第 1 項の資格審査を受けようとする者で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める理由の生じた都度申請書を提出することができる。 (1) 県営建設工事請負資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていた者から営業の全部又は一部を承継した者 (2)・(3) [略] (4) 営業の一部を譲渡した者 (5)～(7) [略] 3 [略]	(申請書の提出) 第 4 条 [略] 2 前条第 1 項の資格審査を受けようとする者で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める理由の生じた都度申請書を提出することができる。 (1) 県営建設工事請負資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていた者から <u>営業又は事業</u> の全部又は一部を承継した者 (2)・(3) [略] (4) <u>営業又は事業</u> の一部を譲渡した者 (5)～(7) [略] 3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。